

大分市廃棄物処理施設使用料の改定について

令和6年7月

大分市環境部清掃施設課

1 一般廃棄物処理施設使用料の見直しについて

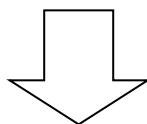
市民及び事業者が本市の一般廃棄物処理施設にごみを搬入する際には、大分市廃棄物処理施設条例第5条に基づきその重量により廃棄物処理施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収していますが、この度5年毎の使用料の見直しを行う時期となりますことから、以下のとおり提案します。

（１）使用料改定案

■現行

区分	金額
	10 kgまでごとに
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物 （事業系ごみ） ※産業廃棄物は脱水汚泥に限る	100円
一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）	35円

備考 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入が350キログラムを超えるときは事業系ごみとみなして使用料を徴収する。



■改定後

区分	金額
	10 kgまでごとに
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物 （事業系ごみ） ※産業廃棄物は脱水汚泥に限る	105円
一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）	40円

備考 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入が350キログラムを超えるときは事業系ごみとみなして使用料を徴収する。

（２）実施期日 令和7年4月1日

2 事業系ごみ使用料見直しの考え方

(1) 前回の使用料の改定及び負担割合について

事業系ごみの処理は、事業者責任の原則により事業者自らが処理を行うことが基本であることから、処理に係る経費として事業者にごみ処分原価（焼却、破碎及び埋立に要した、人件費、物件費、減価償却費、公債利子等の費用を処分量で除したもの）に対する応分の負担を求めるという趣旨により、事業系ごみの搬入時に使用料を徴収しています。この負担の割合につきましては、平成15年度第1回清掃事業審議会で、過去5年間の平均ごみ処分原価の50%とすることについてご承認をいただいております。

現行使用料は、直近の5年間（平成25年度～平成29年度）の1トン当たり平均ごみ処分原価19,586円の50%を負担することとして9,793円を積算したうえで、近隣市である別府市との均衡を考慮し、1トン当たり10,000円（10kg当たり100円）とした経緯があります。（【資料1】【資料4】参照）

なお、事業系ごみの搬入量は令和元年度まで年々増加傾向にありましたが、コロナ禍の影響を受けて令和2年度からは大幅に減少しています。（【資料2】参照）

(2) 現行の使用料の他都市との比較

現行の事業系ごみ使用料は、1トン当たり10,000円となっていますが、この金額を大分県内、九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると次のとおりとなっています。（詳細は【資料3～6】参照）

- 県内の市（由布、臼杵、竹田を除く。） 11市のうち高い方から5番目
平均 7,978 円
- 九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地 11市のうち高い方から6番目
平均 10,416 円
- 中核市 62市のうち高い方から44番目
ただし、4市と同額
平均 13,807 円

大分県内では平均より若干高くなっていますが、本市と隣接する別府市は10,040円、中津市は15,000円、宇佐市は11,000円、佐伯市は10,000円となっており、県内の人口規模の大きい市の中では同程度に設定されています。また、九州内では、平均と同程度、中核市と比較すると平均よりも低い料金設定となっています。

(3) 今回の使用料の改定についての考え方

事業系ごみの使用料は、平成26年7月に改定を行い、令和2年4月の改定では料金の変更を行わず料金体系の区分を20kgごとから10kgごとに変更しています。

1トン当たりの平均ごみ処分原価は、前回改定当時の過去5年間（平成25～平成29年度）に比べ、直近の過去5年間（平成30～令和4年度）では、燃料費の高騰等により約10%上昇しています。（【資料1】参照）

1トン当たり平均ごみ処分原価（平成25～平成29年度）	19,586円
〃（平成30～令和4年度）	21,578円

また、平成25年以降の直接搬入量実績を見ると、平成26年の料金改定後に一旦減少したものの、平成28年度以降は年々増加傾向にありましたが、コロナ禍の影響を受けた令和2年度からは大幅に減少しています。（詳細は【資料2】参照）

今回の算定では、平均ごみ処分原価が上昇し、ごみ搬入量が減少している現状を反映することとし、負担割合は現在の水準である50%を維持することを基本とします。

(4) 今回の使用料の積算について

■ 改定料金算定方法

①平成30年度～令和4年度のごみ1トン当たりの平均処分原価 21,578円

②1トン当たりの平均処分原価の50%程度を積算する。

$21,578 \text{ 円} \times 50\% = 10,789 \text{ 円}$

10kgあたりに換算し、10kgあたり107円。

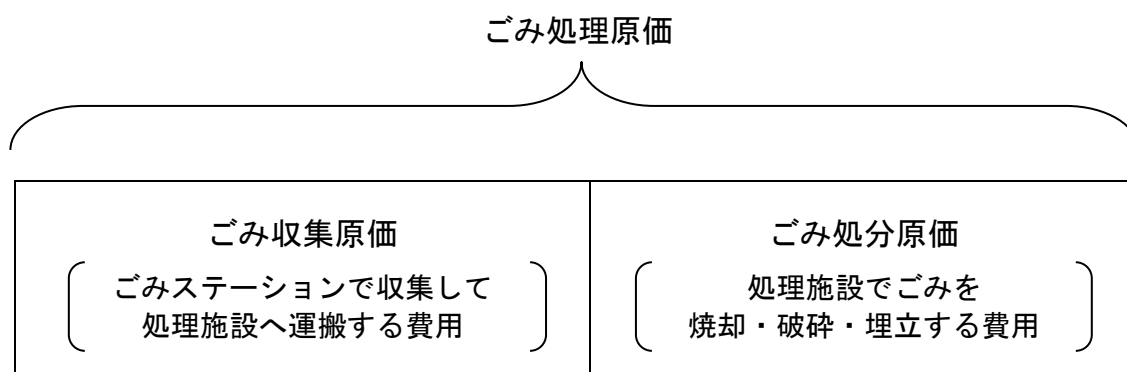
5円刻みの端数処理を行い、10kgあたり105円とする。

3 家庭ごみ使用料見直しの考え方

(1) 前回の使用料の改定及び負担割合について

前回の改定では、平成26年11月の家庭ごみ有料化の実施に伴い、使用料についても、有料化ごみ袋の手数料と整合性を図る必要があると考え、ごみ有料化手数料の額を基準にして設定を行いました。

有料化ごみ袋の手数料には、ごみステーションで収集して処理施設へ運搬する費用である「ごみ収集原価」とごみを焼却、破碎、埋立するための経費である「ごみ処分原価」、これを併せた、「ごみ処理原価」の一部を負担していただいていると考えた場合に、廃棄物処理施設使用料の算定においては、ごみは市民から直接搬入されるため、「ごみ収集原価」を差し引いて積算する必要があります。



そこで、家庭ごみ有料化における市民のごみ処理原価に対する負担割合を算出し、その負担割合をごみ処分原価に乗じて使用料を算定しております。

また、施設に搬入される家庭ごみをステーションに出される家庭ごみと同様の取り扱いとしていますが、一般家庭の日常生活では出ることが考えにくいほどの多量ごみの場合は、受入れの際に手間と時間を要するとともに、事業系ごみとの判別が困難であることから、350 kg（軽四貨物自動車1台積載相当量）を超えて搬入される家庭ごみは、事業系ごみと同じ料金を徴収することとしています。

（２）現行の使用料の他都市との比較

現行の家庭ごみ使用料は、100 kg当たり 350 円となっていますが、この金額を大分県内、九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると次のとおりとなっています。（詳細は【資料 7 ～ 10】参照）

- 県内の市（由布、臼杵、竹田を除く。） 11 市のうち高い方から 7 番目
平均 384 円
- 九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地 10 市のうち高い方から 9 番目
（100kg 以下 0 円の鹿児島市を除く。） 平均 700 円
- 中核市（無料等の市を除く。） 44 市のうち高い方から 40 番目
平均 1,109 円

現行使用料は県内の各市と比べるとほぼ平均に近い金額となっていますが、比較的人口規模の大きく、本市と隣接する別府市は 500 円、中津市では 660 円、日田市では 620 円となっており、県内の人口規模の大きい市の中では低額で設定されています。また、九州内及び中核市平均と比べると大幅に低額となっています。

（３）今回の使用料の改定についての考え方

家庭ごみの使用料は、平成 26 年 11 月に改定を行い、令和 2 年 4 月の改定では料金の変更を行わず料金体系の区分を 20 kg ごとから 10 kg ごとに変更しています。

直近の過去 5 年間（平成 30 ～令和 4 年度）の 1 トン当たりの平均ごみ処分原価（21,578 円）は前回の改定時より増加しており、平均ごみ収集原価（19,135 円）は前回の改定時より減少しています。（【資料 1】参照）

前回改定時に比べて、ごみ処理原価に対するごみ処分原価の割合も変化していることから直近の費用に置き換えて再度算定を行います。

(4) 今回の使用料の積算について

■ 改定料金算定方法（【資料1】参照）

家庭ごみ有料化における市民のごみ処理原価に対する負担割合を算出し、その負担割合をごみ処分原価に乗じて使用料を算定する。

- ① 平成30～令和4年度の1トン当たりの平均ごみ処理原価 40,713 円
(内訳：収集原価 19,135 円、処分原価 21,578 円)
- ② ごみの比重（組成調査の結果から 45 リットル当たりの重さ 4 kg）を基に、45 リットルごみ袋 1 つ当たりのごみ処理原価を算出する

$$40,713 \text{ 円} \times 4 \text{ kg} / 1,000 \text{ kg} \div 162.8 \text{ 円} \\ \text{(45 リットルごみ袋 1 つ当たりのごみ処理原価)}$$

- ③ ②で求めた 45 リットルごみ袋 1 つ当たりのごみ処理原価に対して、家庭ごみ有料化で市民が負担している額の割合を算出する

$$31.5 \text{ 円 (45 リットル指定ごみ袋 1 枚当たりの手数料の額)} \div 162.8 \text{ 円} \\ = 19.3\% \text{ (家庭ごみ有料化における市民の負担割合)}$$

※市民がステーションにごみを出す場合、そのごみの処理に必要な費用の 19.3% を負担してもらっています。

- ④ ③で算出した、家庭ごみ有料化の市民の負担割合 19.3% を、①平成30～令和4年度の1トン当たりの平均ごみ処分原価 21,578 円に乗じて、家庭ごみ 1 トン当たりの使用料（市民が家庭ごみを搬入する場合の料金）を算出する

※市民がごみを清掃工場へ直接搬入することにより収集費用が発生しないため、収集原価を差し引いた処分原価のみを用いて使用料を積算します。

$$21,578 \text{ 円} \times \text{家庭ごみ有料化手数料の市民の負担割合 } 19.3\% \\ = \text{家庭ごみ 1 トン当たりの使用料 } 4,164 \text{ 円}$$

- ⑤ ④を 10 kg 当たりに換算すると。

$$4,164 \text{ 円} \times 10 \text{ kg} / 1,000 \text{ kg} = 41.6 \text{ 円}$$

5 円刻みの端数処理を行い、10 kg 当たり 40 円とする。